

自治会連合会定例会(12月)



浦安市自治会連合会
URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。

1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。

1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。

1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。

1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあうまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌 (海と緑のまち)

山本詳子 作詩 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそう 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会（12月）

議題1 令和5年度浦安市自治会連合会表彰式及び新年懇親会について

議題 1 令和5年度浦安市自治会連合会表彰式及び
新年懇親会について

浦安市自治会連合会表彰規程第3条第1項第1号～第3号該当者には感謝状、第4号、第5号該当者には表彰状を授与いたします。

表彰式においては、出席された被表彰者全員のお名前を読み上げる予定です。なお、感謝状及び表彰状は、それぞれ1名に代表受領をしていただきます。

また、表彰式終了後に同会場にて新年懇親会を開催します。

記

① 日 時 令和6年1月21日（日）午前11時00分～

② 場 所 オリエンタルホテル東京ベイ 3階 オリエンタル
※参加申込みをしていない方は、当日参加できません。

③ 出 席 者 自治会員32名（うち被表彰者 8名）
14自治会（令和5年12月11日現在）
※参加申込みをしていない方は、当日参加できません。

④ 支 払 期 限 令和5年 12月15日（金）
※令和6年1月16日（火）正午以降のキャンセルにつきましては

ご返金できません。

<振込先>

京葉銀行 浦安支店（店番号161）

普通口座 6659195

浦安市自治会連合会 会計 宇田川義晴

ウラヤスジチカイノゴウカイ カイケイ ウダガワヨシハル

⑤ 別紙「被表彰者一覧」について

11月の定例会（令和5年11月8日開催）でご案内いたしました「自治会連合会表彰式（令和6年1月21日実施予定）」における表彰対象者につきまして、別紙「被表彰者一覧」とおとりとなります。記載事項（特に氏名の漢字及びふりがな）に相違がないかご確認いただき、以下のとおり返答いただきますようお願いいたします。なお、別紙「被表彰者一覧」につきましては、会場出席の方には配布、欠席の方には12月14日（木）郵送予定です。

1. 別紙「被表彰者一覧」について

① 修正の有無にチェックを入れてください。

② メール・FAX・地域振興課窓口のいずれかで、

令和5年12月18日(月)までにご提出ください。(※当初の期日から延長して
います。)

※ 修正の有無に関わらずご提出ください。

2. 「浦安市自治会連合会表彰式及び新年懇親会申込書(11月定例会で配布)」について

① 未提出の場合、「●表彰対象者の氏名」以外の項目をご記入ください。

② Google フォーム・メール・FAX・地域振興課窓口のいずれかで、

令和5年12月18日(月)までにご提出ください。(※当初の期日から延長して
います。)



浦安市自治会連合会表彰規程 (抜粋)

(表彰)

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会会長を勤続2年以上で退職した者。
- (3) 役員(役員会への参加が求められる役職)を勤続4年以上で退職した者。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が6年以上となる者。以後6年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

2 前項第1号から第3号までに規定する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。

(表彰の授与)

第4条 表彰は、次の各号によって行う。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに該当する者については、感謝状と記念品の授与によりこれを行う。
- (2) 前条第1項第4号及び第5号に該当する者については、表彰状と記念品の授与によりこれを行う。